第一 森林計画制度の見直

全国森林計画の計画事項の見直し

森林 0 保護に関する事 項を全国森林 計 画の 計 画 事項とすること。

(第四条関係

二 地域森林計画の計画事項及び作成手続の見直し等

委託を受けて行う森林の施業又 は経 位営の実: 施 に関する事項及び森林病害虫 0 駆除 及び予防その他森

計 林 画  $\mathcal{O}$ 保 事 項 護 か に関 ら削るとともに、 はする事 項 を地 域 森林 森林の整備及び保全のために必要な事項及び要整備森林 計 画  $\mathcal{O}$ 計 画 事 項とし、 森林  $\overset{\cdot \cdot }{\mathscr{O}}$ 有 する 機能 別 0) 森林 0)  $\mathcal{O}$ 所 整 在 備 及  $\mathcal{O}$ び ために 面 積 を

必要な事項について例示化及び努力義務化すること。

(第五条及び第三十九条の四関係

(\_\_) 地域 森 林 計 画  $\mathcal{O}$ 案を公衆  $\mathcal{O}$ 縦 覧 に 供 す る期間 をお お む ね 三十 日間とし、 都道 府 県 知 事 が 地 域 森 林 計

画 をたて、 又は変更するに際し必要な農林 水産大臣 ^ 0) 同 意を要する協議につ ١ ﴿ て、 林道  $\mathcal{O}$ 開 設及び

改良に関する計画及び保安施設事業に関する計画については、 同意を要しないものとすること。

(第六条関係)

(三) 森林所有者等は、 地域森林計画に従って森林の施業及び保護を実施し、 又は森林の土地の使用若し

< は 収益をすることを旨としなければならないものとすること。

(第八条関係)

三 玉 有 林  $\mathcal{O}$ 地 域 別 の森林 計 画 0) 計 画 事 項  $\mathcal{O}$ 見直

森林 :病害· 虫 0 駆除及び予防その他森林の保護に関する事項等を森林計画の計画事項とすること。

(第七条の二関係)

兀 市 町 村 森林整: 備計 画 0 計 画 事 項及び作成手 続  $\mathcal{O}$ 見直 し等

(-)委託を受けて行う森林の 施 業 又は 経営の立 実施  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関する事項並びに森林 -病害· 虫 0) 駆 除 及び予防

火災の予防その他 の森林の保護に関する事 項を市 町村森林整備計画  $\mathcal{O}$ 計画事 項とし、 間伐又は保育

が 適 正に実施され てい ない森林であってこれらを早急に実施する必要の あるもの (以 下 「要間 伐森 林

とい . う。  $\mathcal{O}$ 所 在 並 立びに要 間 伐 森林 につい 、て実施、 すべき間 成又は 保 育 の方法及び 時期 に関 す る事 項

を計 画 事項から削るとともに、 林業に従事する者の養成及び 確保に関する事項等の記載を努力義務化

すること。

(第十条の五第二項及び第三項関係)

(\_\_) 市 町村は、 市 ·町村· 森林整備 計画 の案を作成しようとするときは、 森林及び林業に関 し 学 識経験を有

する者の意見を聴かなければならないものとすること。

(第十条の五第六項関係)

(三) 市 町村の長は、 その市町村 内に国有林が あるときは、 市町村森林整備計画 の案に つい て、 必要に応

ľ 関 係 森 林管理日 局 長に対する意見を聴かなければならな *(* ) ものとすること。

(第十条の五第八項関係)

(四) 森林所有者等は、 市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなけれ

ばならないものとすること。

(第十条の七関係)

第二 伐採後の造林の命令の拡充

市 町村の長は、 届出をせずに立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、かつ、 引き続き伐採後の

造林をしないとしたならば災害を発生させるおそれ等が あると認められる場合にお いて、 伐採後 の造林 を

することが当該 事 · 態 の 発生を防 止するため に必要か つ適当であると認めるときは、 その者に対 当該 伐

採跡地 につき、 期間、 方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとするこ

کے

(第十条の九第四項関係)

第三 要間伐森林制度の見直し

市 町 村の長は、 要間伐森林がある場合には、 当該要間伐森林の森林所有者等に対し、 その旨並びに当

該 要間 伐森 林について実施すべ き間伐又は保育の方法及び 時期を通知するものとすること。

(第十条の十第二項関係)

市 町 村の長は、 一による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施 して

な 1 と認めるときは、 当該要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従って間伐又は保育 を実施、 す

ベ き冒 を 期 限 を定めて勧告することができるものとすること。

第十条の十第三項関

係

三 都 道 府 県 知 事 が 調 停 案  $\mathcal{O}$ 受諾 0) 勧告をした場合にお *\* \ て、 その 勧告を受け た森林所 有 者 が **当** 該 調 停 案

 $\mathcal{O}$ 受諾をしないときは、 市町村 の長の指定を受けた者は、 当該勧告があ った日から起算して六 月以· 内 に

都道 府 県 知 事 に対 Ļ 要間 伐 森林 の立木のうち 間伐 のため伐採するもの 0 所 有 権 (以 下 「特定 所 有 権

う。  $\mathcal{O}$ 移 転 並 び に 当 該 要 間 伐 森 林 に つ 1 て行う間 伐  $\mathcal{O}$ 実 施 及び そ  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要な 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備  $\mathcal{O}$ 

ため当該 S.要間: 伐森 林 0 土 地を使用する権利 ( 以 下 「特定使用 権 という。) の設定に関する契 約 の締 結

12 関 し裁定を申 請することができるものとし、 当該裁定に関 Ļ 所要 の手続等  $\mathcal{O}$ 規定を整 備 すること。

(第十条の十一 の二から第十条の十一 の 五 まで並びに第十条の十 一の七及び第十条の十一  $\mathcal{O}$ 八関係)

兀

による通知 の相手方が知れず、 又はその所在が不分明なため、 市町村の長がその通知の内容を掲示

L た場合に お ١, て、 そ 0) 撂 元に係る る要間 伐森 林 につ 11 ての 特 定所 有 権 及び 特定: 使 用 権 0) 取 得 を 希望する

者で当る 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 長  $\mathcal{O}$ 指定を受 分け た ŧ  $\mathcal{O}$ は、 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 通 知 が 当 該 森林 所 有 者 に 到 達 L たも 0) とみ **なされ** た 日

か ら六 月以 内 に、 都道 府 県知事 に . 対 Ļ 当該 特定所有権 及び特定使用 権  $\mathcal{O}$ 取得に 関 L 裁 定を申 請するこ

とができるものとすること。

(第十条の十一の六関係

五. 三及 U 匹 0) 裁定に基 づい て伐採をする場合は、 伐採及び伐採後の造林 の届 出を不要とすること。

第十条の八関係

第四 森林施業計画の見直し

森 林 所 有者又は 森林 所 須有者かり ら森林 の経営 0 委託、 を受けた者が 計 画を作成 Ļ 森林  $\mathcal{O}$ 経営 に 関 する長

期  $\mathcal{O}$ 方 針 及 び 森 林  $\mathcal{O}$ 保 護 に . 関 す る事 項 を 記 載 L な け れ ば なら な 1 Ł  $\mathcal{O}$ とするとともに、 森 林  $\mathcal{O}$ 経 営  $\mathcal{O}$ 受

託 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 方法に よる森林の 経営の 規 模  $\mathcal{O}$ 拡 大の 目 標 及 び 当 該 目 □標を達5 成するために 必 要な作 -業路! 網  $\mathcal{O}$ 

整 備 その 他 の措置を記載することができるものとし、 計画 の名称を森林 経営計 画とすること。

(第十一条第一項から第三項まで関係)

- 森林経営計画の認定要件として、次に掲げる要件を加えるものとすること。
- 森林 経営計 画 の対象とする森林 の施業を実施するために必要な作業路網 の整備の の状況その他の事情

に照らし 当 該 認 定の 請 求を L た者により当該 森林 経営計 画 に 従 · つ た森林  $\mathcal{O}$ 施業及び 保 護 がが

適

正

か

つ確実に実施されると認められること。

(\_\_) 森林経営計 画に火入れに関する事項が記載されている場合には、 その火入れをする目的が造林のた

めの地ごしらえ又は害虫駆除に該当するものであること。

(三) 森林経営計 画 [に森 林  $\mathcal{O}$ 経営  $\mathcal{O}$ 規模  $\mathcal{O}$ 拡大の 目標が 記載されている場合には、 当該 森林経営 計 画  $\mathcal{O}$ 対

象とする森林の周辺 の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経 営の 委託

を受けることが 確実であると見込まれることその 他 この森林 この経営 の規 模 の拡大が 図ら れることが 確 実

であると認められるものであること。

(第十一条第五項関係

 $\equiv$ 森林 経営計 画  $\mathcal{O}$ 対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は当該 森林 経 営

計 画  $\mathcal{O}$ 対 象とする森林以外の森林であってこれと一体として整備することを相当とするものに つき新た

森林経営計画を変更しなければならないものとするこ

に自

ら森林の経営を行うこととなった場合には、

کے

(第十二条関係)

兀 認定を受けた森林所有者等のうち認定に係る森林経営計画において火入れに関する事項を記 載してい

るも 0 は、 市 町 村 の長 の許可を受けない で、 当該火入れをすることができるものとすること。

(第二十一条関係)

五. 市町村の長は、 森林経営計画の認定をしようとする場合において、 当該森林経営計画に火入れに関す

る事 項 が 記載され、 カゝ つ、 当該火入れをする森林が 玉 有林野に近接する森林であるときは、 あら つかじめ

そ  $\mathcal{O}$ 国有林野を管轄する森林管理署長に協 議 同意を得なければならない ものとすること。

(第十一条第六項関係

第五 土地 の使用権 の設定に関する協議 の認可等

都道 府 県 知 事 は、 他 人の 土地  $\mathcal{O}$ )使用: 権  $\mathcal{O}$ 設定に関する協議 の 認 可の申 -請が あ ったときは、 その土地 0)

所有者等の出頭を求めて、 公開による意見の聴取を行わなければならないものとすること。

(第五十条第二項関係

都道 府県知事 は、 の意見の聴取をしようとするときは、 その 期日  $\mathcal{O}$ 週間前までに事案の要旨並び

に意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないものとするこ

ح °

(第五十条第三項関係

三 0) 意見 の 聴 取に際し っては、 当事者に対して、 当該 事 案につい て、 証拠を提示し、 意見, を述 ベ る機会

を与えなければならないものとすること。

(第五十条第四項関係)

匹 森林所有者等が森林施業に関する測量又は実地調査 のため市町村の長の許可を受けて他人の土地に立

ち入り、 又は立・ 木竹を伐採する場合に必要なその土地 の占有者等へ の通知は、 あらかじめ 通 知 すること

が困難であるときは、不要とすること。

(第四十九条関係)

第六 その他

市町村森林整備計画の作成及び達成のための体制整備

(-)市 町 村 は、 市 町 村 ·森林整 備 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成及び その 達 成 のため 必 要が あるときは、 都 道 府県 知 事 · に対

技術 的援 助そ 0) 他 (T) 必 要な協力を求めることができるものとすること。 (第十条の十二

関

係)

(\_\_\_) 林業普及指導員は、 ()による市町村の求めに応じて行う協力のうち専門的な技術及び知識) を必要と

する事項に係るものを行うものとすること。

(第百八十七条関係)

## 二 立入調査の主体の拡大

農林水産大臣、 都道府県知事又は市町村の長は、 この法律の施行のため必要があるときは、 当該職員

又はその委任した者に、 他 人の森林に立ち入って、 測量又は実地調 査をさせることができるも のとする

<u>ر</u> ح

(第百八十八条関係)

 $\equiv$ 市町村による森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供等

市 町 対は、 森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、 助言又はあっせ んを行うように努めるも

のとすること。

(第百九十一条関係)

## 四 罰則の引上げ等

(-)届出書の提出をしないで立木を伐採した者等に対する罰金刑の上限を引き上げるとともに、 第二の

命令に違反した者に対し、罰金刑に処するものとすること。

(第二百七条関係

(\_\_) 一に掲げるもののほか、 所要の罰金の額の引上げを行うこと。

(第二百六条、第二百八条及び第二百九条関係)

第七 施行期日等

この法律は、平成二十四年四月一日から施行するものとすること。ただし、全国森林計画、 地域森林

計画、 国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画に係る経過措置の規定は、 公布の日から施行

するものとすること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。